

別紙 2

新規参入チャレンジ支援事業

第1 目的

本事業は、都道府県の行政区域を超えて本県の中山間地域へ農業参入を目指す法人（以下「県外法人」という。）の円滑な参入を促すため、県外法人の参入計画策定を目的とした試験栽培の取組を支援することにより、担い手が不足している地域の耕作放棄地の解消や未然防止を目指すことを目的とする。

第2 本事業の対象者

- 1 本事業の対象者は、担い手不在農地（地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に定める地域計画をいう。以下同じ。）における今後検討農地（10年後の農地の受け手が未定又は白紙となっている農地）又は1年以内に既存の担い手の離農や経営耕地面積の縮小等により受け手が不在となることが確実と見込まれる農地をいう。以下同じ。）を含む農地に参入して耕作放棄地の解消や未然防止を目指す県外法人とし、当該参入農地を含む地域計画において農業を担う者として位置付けられることが見込まれる者とする。
- 2 本事業の申請にあたっては、各地域を所管する市町・農業協同組合・農林総合事務所で構成される担い手支援チーム（奥能登地域にあつては、奥能登営農復旧・復興センター）から推薦を得るものとする。
- 3 本事業の交付決定等を受けた者は、当該参入地域における持続的かつ効率的な農用地の利用及び農業経営発展に努めるものとする。

第3 支援対象経費

- 1 本事業の対象経費は、参入計画の策定に当たって参入地域で取り組む試験栽培に要する農業機械賃借料、農業機械輸送料その他の掛かり増し経費で、次の各号に掲げるものとする。
 - （1）技術指導等を行うための拠点と試験ほ場間の旅費（定額）
 - （2）ほ場、農業機械、分析機器、貯蔵施設等の取得又は借上経費
 - （3）試験栽培のための管理作業等の委託費
 - （4）その他農業参入にかかる費用
- 2 本事業の対象とする営農類型は、主穀作、露地野菜・果樹、施設園芸とする。
- 3 補助金の額は1年あたり1百万円以内とする。

第4 支援期間

支援期間は、原則2年以内（但し、交付は1年毎）とする。